

令和8年度 鎌倉市保育所等保育料（利用料）月額表

令和8年9月分以降適用

対象年齢	0歳児～2歳児クラス		3歳児～5歳児クラス	
認定区分	3号認定児童、2号認定児童		2号認定児童	1号認定児童
利用施設	保育所等・ 認定こども園の保育部分		保育所等・ 認定こども園 (保育部分)	幼稚園・ 認定こども園 (幼稚園部分)
保育必要量	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間 保育短時間	教育標準時間

国階層	市階層	定義	月額（単位：円）	
1	1	被保護世帯	0	0
2	2	市民税非課税世帯	0	0
3	3	市民税均等割のみの世帯	6,700	6,600
	4	市民税所得割 48,600円未満	9,000	8,900
4	5	市民税所得割 48,600円～64,800円未満	12,700	12,500
	6	市民税所得割 64,800円～80,900円未満	17,200	16,900
	7	市民税所得割 80,900円～97,000円未満	21,600	21,200
5	8	市民税所得割 97,000円～121,000円未満	26,600	26,100
	9	市民税所得割 121,000円～154,000円未満	33,700	33,100
	10	市民税所得割 154,000円～169,000円未満	40,600	39,900
6	11	市民税所得割 169,000円～213,000円未満	45,100	44,300
	12	市民税所得割 213,000円～257,000円未満	49,500	48,700
	13	市民税所得割 257,000円～301,000円未満	52,800	51,900
7	14	市民税所得割 301,000円～333,000円未満	54,700	53,800
	15	市民税所得割 333,000円～365,000円未満	56,800	55,800
	16	市民税所得割 365,000円～397,000円未満	59,000	58,000
8	17	市民税所得割 397,000円～456,000円未満	65,900	64,800
	18	市民税所得割 456,000円～515,000円未満	72,800	71,600
	19	市民税所得割 515,000円以上	79,700	78,300

0

多子軽減に
関する市HPは
こちら→



- この表は、認可保育所、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業、幼稚園（施設型給付園）のいずれかを利用し、市内に住所を有する児童の保育料を定めるものです。家庭的保育事業については上記表の額に10分の7を乗じた金額（100円未満切捨て）となります。
- 0歳児～2歳児クラスの給食費は保育料に含まれます。延長保育料は別途お支払いいただきます。
3歳児～5歳児クラスの保育料は無償（0円）ですが、給食費や延長保育料は別途お支払いいただきます。
また、利用施設によっては保育料以外の費用が掛かります（制服代等）。詳細は各利用施設にお問い合わせください。
- 市民税所得割額の合計額が77,101円未満のひとり親世帯・同居の障がい者がいることが確認できる世帯の保育料は無償です。該当する場合、市で確認を行うために提出が必要な書類があります。詳細は保育・幼稚園課へお問い合わせください。
- **令和8年9月分以降、同一生計の最も年齢の高い児童を第1子としてカウントし、認可保育所等を利用している第2子以降の保育料は無償です。第1子の住民票が別の場合等、市で確認ができない場合は市へのお申し出が必要です。**
- 保育料が無償の場合でも副食費の免除等の判定のため、保育料算定に係る租税資料（課税証明書等）の提出が必要です。
- この表の対象年齢とは、保育の実施の日の属する年度の4月1日における年齢のことを言います。なお、1号認定に関してのみ、満3歳に達した児童は3歳児として保育料の算定を行います。
- 4月分～8月分は前年度の市民税所得割額の合計額、9月分～翌年3月分は当年度の市民税所得割額の合計額を基に算定します。算定にあたっては、配当控除・外国税額控除・住宅借入金等特別控除・市町村等に対する寄附金控除・住宅特定改修特別税額控除・認定長期優良住宅新築等特別税額控除・配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除・税額調整は考慮しません。ご自身の市民税所得割額については、市民税額の通知書や課税証明書をご確認ください。